

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 (市町村コード)	栃木県矢板市 (09211)	
地域名 (地域内農業集落名)	矢板1～6区、鹿島町、矢板、片俣、塩田、幸岡地区 (矢板1～6区、鹿島町、矢板、片俣、塩田、幸岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手及びその他農業者において規模拡大の意向があることから、営農維持の支援や更なる農地集積・集約化を図る必要がある。

水田作付面積:主食用米130.3ha、麦9.7ha、飼料用米42.4ha、酒米29.9ha、WCS稲12.1ha、飼料用作物11.1ha、そば4.2ha、園芸作物(とうがらし、やまのいも、いちご、たまねぎ、かんしょ、ねぎ ほか)4.5ha、果樹0.4ha、花木0.6ha、保全管理24.7ha ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物は水稻以外に考えられない。(地形的、水はけ等を考慮しても畑には向いていない)
土地改良事業等で基盤整備されている圃場は、認定農業者や農業生産法人に集約する。
塩田地区、片俣地区等の山林付近の水田は、荒廃農地化が進むのはやむを得ない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	281.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	281.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作しやすい環境づくりに取り組み、地区内の担い手や規模拡大志向の農業者に対して更なる農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区の農地に適した高収益作物の導入を検討する。導入にあたっては、機械化等の各種支援事業の活用も検討し、収益性の高い露地野菜等の生産に取り組む。 担い手が安心して営農できるよう各種事業の活用を視野に入れて有害獣被害への対策を講じる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内に農業生産法人があるため、農作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①塩田地区、片俣地区はイノシシの被害が甚大。柵やワナの設置も重要だが、荒廃農地化を防ぐことがより大切。
- ③スマート農業への取り組みについて、現状ではコストが見合わない。
- ⑤果樹等は一体誰がやるのか。園芸はリスクある。
- ⑩若い人に農業を教える指導者が身近にいないと後継者は育たない。